

【キャッシュカード規程】

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座の普通預金を含みます。以下同じ。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当組合および当組合が現金自動払出機（以下「CD」といいます。）および自動預入引出機（以下「ATM」といいます。）の相互利用による現金払出業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）のATMまたはCDを利用して普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同様とします。）を払い戻す場合、および総合口座取引の当座貸越を利用して普通預金を払い戻す（以下普通預金を払い戻すこと、当座貸越を利用して普通預金を払い戻すことを単に「預金の払い戻し」といいます。）場合。
- (2) 当組合および当組合がATMの相互利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）のATMを利用して普通預金に預け入れる場合、また、総合口座取引の普通預金について発行したカードについては、当組合のATMを利用して総合口座取引の定期預金に預け入れる（以下普通預金に預け入れること、総合口座取引の定期預金に預け入れることを単に「預金を預け入れる」といいます。）場合。
- (3) 当組合のATMを利用して預金の払い戻しを行い、同時に代わり金を他の預金に通帳を使用して預け入れる（以下この取り扱いを「振替入金」といいます。）場合。
- (4) 当組合および支払提携先のうち当組合がATMの相互利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）のATMを利用して預金の払い戻しを行い、代わり金を当組合および当組合以外の金融機関の本支店（ATMがご案内表示する金融機関およびその本支店に限ります。以下同様とします。）にあるご指定のお受取人の口座に振込入金する場合（以下、当組合および当組合以外の金融機関の本支店にあるお受取人の預金口座に振込入金することを単に「振込」といいます。）。
- (5) 取引店の窓口でテンキーパッド付カードリーダーを利用して振替入金、振込および当組合が定めた範囲の払い戻しを行う場合。

2. (ATMによる預金の預入れ)

- (1) ATMを使用して預金を預け入れる場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる預金の預け入れは、ATMの機種により預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預け入れは、当組合または預入提携先所定の枚数による金額の範囲とします。

3. (ATM/CDによる預金の払戻し)

- (1) 当組合および支払提携先のATM/CDを利用して預金を払い戻すときは、ATM/CDの画面表示等の操作手順に従ってATM/CDにカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必

要ありません。

- (2) ATM/CDによる払戻しは、ATM/CDの機種により当組合または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは当組合または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内（但し、本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。
- (3) ATM/CDを使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定するATM利用手数料金額の合計額が、払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

4. (ATMによる振込)

- (1) 当組合または振込提携先のATMを使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込金額は、当組合または振込提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) ATMを使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合に、振込金額、振込手数料金額と第5条第1項に規定するATM利用手数料金額の合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その振込はできません。
- (4) ATMの案内手順に従って操作し、振込先の確認ボタンを押された後は、ATMでこの振込の取消しはできません。取消しを必要とする場合は、窓口営業時間内に、振込の操作を行ったATM設置店の窓口に出してください。この場合は組戻し手続により処理するものとし、組戻し不能の場合に生じた損害については当組合は責任を負いません。

5. (ATM/CD利用手数料等)

- (1) ATMを利用して預金の預け入れをする場合、ATM/CDを利用して預金の払い戻しをする場合には、預入提携先・支払提携先所定のATM/CD利用に関する手数料（以下「ATM/CD利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 前項(1)によりいただいたATM/CD利用手数料は翌日20日に1回分を当組合が負担し、カード保有者の普通預金口座に入金します。
- (3) ATM/CD利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。

6. (ATM故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により当組合のATMによる取扱いができない場合には、当組合窓口営業時間内に限り、当組合がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当組合の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、預入提携先・支払提携先の窓口では、この取扱いはできません。

(2) 前項による払戻しをする場合には、当組合所定の払戻請求書に氏名および金額を記入の上本人確認書類を、また、本人確認書類がない場合は払戻請求書に氏名および金額の他、住所、電話番号、生年月日を記入の上、カードと共に提出してください。

7. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額(振替・振込資金として払い戻した金額を含みます。以下、同じ。)、ATM/CD利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合の窓口に出された場合および当組合のATMを操作する際に通帳を用いた場合に行います。なお、ATM利用手数料金額、振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

8. (カード・暗証の管理等)

(1) 当組合は、ATM/CDの操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当組合所定の回数を超えて暗証の入力操作を誤った場合、当該カードは使用停止扱いとなります。

(2) カードは他人に使用されないように保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。なお、当組合のATMを使用して、お届けの暗証を変更することもできます。この場合は、第11条の定めにかかわらず、書面の提出は不要とします。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払い戻し停止の措置を講じます。

(3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

9. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または、変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または、当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

10. (盗難カードによる払戻し等)

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補填を請求することができます。

① カードの盗難に気づいてから速やかに、当組合への通知が行われていること。

② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。

③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している

期間を加えた日数とします。) 前日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補填対象額」といいます。)を補填するものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補填対象額の4分の3に相当する金額を補填するものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行なわれた日が明らかではないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補填責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合

ロ 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または、家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合

ハ 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、または、これに付随してカードが盗難にあった場合

1 1. (カードの紛失・届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または、氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合の方法により当組合に届出てください。

1 2. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

1 3. (解約・カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合または、カードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当組合に返却してください。なお、当組合普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求があり次第直ちにカードを当組合に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合当組合窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①第15条に定める規定に違反した場合

②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合

③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

14. (ATMへの誤入力等)

ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、預入提携先・支払提携先・振込提携先のATM/CDで預金の預け入れ、払い戻しまたは振込を行った場合の預入提携先・支払提携先・振込提携先の責任も同様とします。

15. (譲渡・質入等の禁止)

カードは譲渡、質入または貸与することはできません。

16. (規定の適用)

この約定に定めのない事項については、当組合普通預金規程、総合口座取引規程および振込規程により取り扱います。

以 上